

〔平成17年12月6日
都市再生本部決定〕

都市再生プロジェクト（第十次決定）

大学と地域の連携協働による都市再生の推進

大学は、まちづくりの課題に関する教育・研究やまちづくりを支える人材育成に大きな役割を果たすとともに、多くの若者を含む学生等が継続的に集まる都市の賑わいの源泉である。

今後いわゆる団塊の世代でリタイアする人などが増える中で、意欲と豊かな経験を有する者が社会貢献を始めるための社会人教育の拠点として重要であるとともに、大学に集まる海外からの学生や研究者等とのふれあい・交流を通じて、市民に国際交流の機会を提供している。

大学のキャンパスなどは、機能的にも空間的にも、都市を構成する重要な要素の一つである。

このような大学をまちづくりの重要なパートナーと位置づけ、地方公共団体や住民、NPOなどとの多面的な連携協働を進め、都市再生の一層の推進を図る。

さらに、競争力の強化を目指す大学と自立・発展を目指す地域の双方が、実践的な教育・研究と具体的なまちづくり施策の検討・推進などの活動を相互に充実させることにより、好循環を形成し、活力の源である人材の育成と創意工夫による取組を推進する。

1．大学と地域との連携の強化によるまちづくりの取組の推進

まちなかの賑わいの回復や福祉・保健活動との連携、地域の産業や文化の振興、観光振興、防犯・防災対策の推進など、全国の都市が抱える課題の解決に向けて、学生・教員、留学生や社会人教育受講者など多様な人材を有する大学と地方公共団体、住民、NPOなどの連携を強化して、まちづくりについての実践的な取組を推進するとともに、大学における地域貢献型の産学連携や授業や課外活動における社会活動への参加等の個性・特色を活かした教育・研究に関する取組を促すため、連携協定の策定などを促進する。

その際、既存の建築物など都市のストックの有効活用をさらに推進するとともに、こうした取組に対する総合的な支援を集中的に推進する。

2．実践的な社会人教育の推進や社会活動への参加促進

学生のみならず、意欲と豊かな経験のある高齢者、子育て中の者など就業世代を含めた様々な人々が、世代を超えて交流しつつ、生涯にわたって多様な社会活動に参加できるよう、大学における社会人教育の取組を促すとともに、それらを活用できるよう、地方公共団体等において社会活動へ参加を促進するための受入体制の整備などの連携の強化を図る。

3 . 留学生・外国人研究者等のための環境整備や市民とのふれあい・交流促進

留学生や外国人研究者など、大学に集う外国人が安心して快適に過ごせるよう、入居しやすい住宅の提供等による円滑な居住の確保や生活・医療・健康等に関する相談体制の整備など、大学と地方公共団体等が連携して生活環境の整備を促進する。

また、諸外国との間で相互理解や友好関係の進化に向け、愛知万博における市民が主体となった交流事業やホームステイなどの成果を継承し、全国で留学生や外国人研究者等と市民とのふれあい・交流の取組の継続・発展を図る。

4 . 市民に開かれた大学、連続した緑地の確保などまちづくりと調和した大学キャンパスの形成

大学はまちづくりにとって重要な要素であり、まち全体との調和を高めるよう、大学と地方公共団体、住民等が連携協働し、調和のある発展に向けて取り組む。

その際、図書館等の市民への開放、公園・緑地の確保、防災拠点の併設や公共交通の整備・改善、地場産業、観光振興等との連携の強化などについての取組を促進する。

特に、大学のキャンパス再整備等に当たっては、まちづくりの課題の解決に向けて、環境・防災・交通面などに配慮する。

5．まちづくりへの取組に当たっての大学と地域との連携を促進するための体制整備

大学とまちづくりの連携を促進するため、各地のモデル的な取組を推進・支援する。

さらに、モデル的な取組を一層発展させるとともに、全国において大学とまちづくりの連携が円滑に進むよう、これらの取組を進めている大学と地方公共団体、NPOなどの団体が情報の交換や人材の交流などを通じて自主的・自発的な連携を促進するための体制を整備する。

これらの大学と地域との連携を促進するための環境整備に当たっては、地域再生本部や総合科学技術会議との連携の下、文部科学省をはじめ関係各省等と一体となって取り組む。